

協議 1 号

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明													
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの													
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 学校職員に対して令和 5 年度12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める（第 1 条関係）。</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>100分の 200以内</td><td>100分の 210以内</td></tr></tbody></table> <p>(2) 学校職員に対して令和 6 年度 6 月期及び12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める（第 2 条関係）。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>改正前（令和 5 年度）</th><th>改正後（令和 6 年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>6 月</td><td>100 分の 200 以内</td><td>100 分の 205 以内</td></tr><tr><td>12月</td><td>100 分の 210 以内</td><td>100 分の 205 以内</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	100分の 200以内	100分の 210以内	区分	改正前（令和 5 年度）	改正後（令和 6 年度）	6 月	100 分の 200 以内	100 分の 205 以内	12月	100 分の 210 以内	100 分の 205 以内
改正前	改正後													
100分の 200以内	100分の 210以内													
区分	改正前（令和 5 年度）	改正後（令和 6 年度）												
6 月	100 分の 200 以内	100 分の 205 以内												
12月	100 分の 210 以内	100 分の 205 以内												
3 施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(2) については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。													
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 月 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日													

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則（案）

第1条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第2条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「100分の210」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前三任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 <u>100分の210</u> (2) 定年前三任用短時間勤務学校職員 <u>100分の100</u></p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前三任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 <u>100分の200</u> (2) 定年前三任用短時間勤務学校職員 <u>100分の95</u></p>

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前三任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 <u>100分の205</u></p> <p>(2) 定年前三任用短時間勤務学校職員 <u>100分の97.5</u></p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前三任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) 定年前三任用短時間勤務学校職員 <u>100分の100</u></p>